

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 1 9 日

地域包括支援センター長 各位

山形市長寿支援課長

通所型サービスC及び訪問型サービスCに係る
新型コロナウイルス感染症に関する業務対応について（通知）

山形市の福祉行政及び新型コロナウイルス感染症拡大防止について、格別なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、通所型及び訪問型サービスCに係る新型コロナウイルス感染症に関する業務対応については、令和2年4月22日、5月1日付事務連絡にて通知し、別添のQ&Aにおいて新型コロナウイルス感染症の影響による中止者の取り扱い等についてお示ししております。

全国で5月25日に緊急事態宣言が解除され、山形市内の新型コロナウイルス感染症の発生状況については1か月以上陽性が確認されていません。このような状況においても依然として感染拡大のリスクは存在し、引き続き感染防止対策の徹底が必要ではありますが、この度の影響により自粛が続 き、生活機能等の低下がみられる高齢者が少なくないのも現状です。

つきましては、既に新型コロナウイルス感染症の影響により本サービスを中止した利用者について、本人の意向のもと再度アセスメントし再利用のご検討等いただいているところではございますが、重ねてご対応くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後も利用者及びサービスに携わる皆様の感染を防ぐため、感染防止に向けた取り組みの徹底にご留意ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響による中止者について、再利用の方法については「山形市元気あ つぷ教室」はQ&A問4を、「おいしく栄養あつぷ訪問」はQ&A問3をご参照ください。

※今後の状況により、本取り扱いを変更する場合があります。その際は、改めて通知いたします。

担当
山形市長寿支援課 予防推進係
023 (641) 1212 内線 567

訪問型サービスC（おいしく栄養あつぷ訪問）に係る
新型コロナウイルス感染症に関する業務対応（Q&A）

1 サービス担当者会議について、感染拡大防止の観点から、利用者の自宅以外での開催や電話・メール等を活用することにより、柔軟に対応することは可能か。

⇒ やむを得ない理由がある場合には、利用者の状態等を踏まえ、対応可能と判断することとなるため、事前に市にご相談いただくようお願いします。

2 訪問型サービスCの事業所において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の対応如何。

⇒ 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等を参考にしつつ、介護サービス事業所（居宅を訪問して行うサービス）と同様の対応をお願いします。

3 おいしく栄養あつぷ訪問の利用者より、新型コロナウイルス感染症の感染防止等を理由として、利用者又はその家族から利用を中止したいとの申出があった場合の対応如何。

⇒ 「訪問型サービスC（栄養改善プログラム）おいしく栄養あつぷ訪問実施マニュアル」（平成31年4月1日。以下「実施マニュアル」という。）の「サービス利用の流れ」の7にかかわらず、おいしく栄養あつぷ訪問の利用を中止することとしますので、地域包括支援センターは、実施マニュアル中の「利用中止届出書」を作成の上、市へ提出してください。なお、「中止の理由」の欄には、「新型コロナウイルスの感染防止のため」と記載してください。

また、訪問型サービスC（おいしく栄養あつぷ訪問）については、対象者の短期集中的な機能向上と生活習慣の改善を目的とするため繰り返す事業ではないと考えていますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止等を理由として利用を中止した場合、必要に応じて再利用を可能としますので事前に市にご相談いただくようお願いします。

地域包括支援センターにおかれては、利用を中止の方のご意向を十分に尊重した上で、再利用の検討をお願いします。再利用を行う場合には、中止時の残利用回数等を踏まえ、適切な利用回数や利用期間をご検討いただくようお願いします。

4 おいしく栄養あつぷ訪問の利用者より、新型コロナウイルス感染症の感染防止等を理由として、利用者又はその家族から、1か月間等の期間を設定した上で利用を中止したいとの申出があった場合の対応如何。

⇒ 一時的に利用を中止することとなります。中止届の提出は不要です。この場合、中止した期間にかかわらず、「介護予防支援・サービス総合計画及び評価表」に定めたサービス利用期間（4～6か月）を延長することはできません。このため、利用者やその家族の方に丁寧に説明いただくようお願いします。

利用中止期間においては、委託料等は発生しませんが、電話等により、利用者の状況確認等（食生活における課題等）を行っていただくようお願いします。また、利用中止により、当初の「介護予防支援・

サービス総合計画及び評価表」に定めた利用期間より実際の利用期間が短くなることを踏まえ、再開時には適切なご配慮をお願いします。

5 おいしく栄養あっぷ訪問の利用者より、感染拡大地域の方と接触したため、2週間利用を中止したいとの申出があった場合の対応如何。

⇒ 一時的に利用を中止することとなります。中止届の提出は不要です。この場合は、やむを得ずサービスを利用できない場合であって、利用中止期間中に発熱等の症状が発生しない場合には、2週間後にサービス利用を再開することが想定されるため、「介護予防支援・サービス総合計画及び評価表」に定めた利用期間を2週間延長することが可能です。

利用中止期間においては、委託料等は発生しませんが、電話等により、利用者の状況確認等（食生活における課題等）を行っていただくようお願いします。